

## 南宋期における『太平廣記』受容の擴大要因について

西尾 和子

はじめに

『太平廣記』（以下、『廣記』と略稱する）は、太平興國二年（九七七）三月、太宗皇帝の命を受けて李昉らが編纂し、翌三年八月十三日に上表文を提出、二十五日に史館に送られて、六年（九八一）正月敕命によつて版刻されている<sup>①</sup>。だが、後に「學者の急とする所に非ず」との異論が出されたことにより、『廣記』の板木は回収され、太清樓に保管されることとなる。このことは、王應麟（二二三―二九六）が、その著『玉海』において、『宋會要』を引いて加えた自注に記している。この王應麟の見解によつて、従來の研究では、『廣記』の板木が回収・保管されたのは太宗の時のことと見なして、『廣記』はあまり廣がらなかつたとされてきた<sup>②</sup>。

しかし實態はこれとは異なり、かつて筆者が報告したように<sup>③</sup>、天聖年間に入り仁宗皇帝が發した天聖三年（一〇二五）の詔が誘因となつて、『廣記』は「學者の益にはならない」と見なされるようになる。そこでではじめて、王應麟の言う「學者の急とする所に非ず」との異論が提出されるに至り、『廣記』の板木は回収され、太清樓に保管さ

れることになつたのだろうと考えられる。こうした事情により、『廣記』は一時期世に行われなくなつていたのだが、元豐年間から元祐年間（一〇七八―一〇九三）にかけて、『廣記』に取材した記事が個人の詩文集に見られるようになり、再び、『廣記』は利用され始める。だが、その利用のしかたには變化が見られ、『廣記』を讀み物として受容している例が認められた。

南宋期に入ると、拙稿「北宋末期から南宋期における『太平廣記』の受容形態」（以下、前稿と稱する）<sup>④</sup>において論じたように、『廣記』に取材した書物は増加の一途をたどり、管見の限りでは六十八種（本論文末尾の別表を参照）と、北宋期に見られた十種に比べ、飛躍的に増大する。さらに、『廣記』に言及した書物が増加する一方で、詩文の典故として、『廣記』が使われる例は、ほとんど見られなくなり、『廣記』が讀み物として受容され、急速に普及・擴大している状況が窺えた。北宋期において、『廣記』が一時期世に行われていなかったことを勘案しても、南宋期に見られる『廣記』受容の増大は、あまりに急激な動きだと言えるだろう。

では、『廣記』受容の擴大を促した要因は何であつたのだろうか。

南宋期における『太平廣記』受容の擴大要因について

前稿では、北宋末から南宋にかけて『廣記』がどのように受容されていたのかを確認しながら、洪邁・洪適・周必大・陸游・施宿らを取りあげ、人的つながりの中で『廣記』が受容されている現象を示した。とりわけ、洪邁の著『夷堅志』が世に行われた當時（紹興十二年〔一二四二〕頃）から、怪異や異事などの内容を記した書物を求める風潮が士大夫層の土壤にあり、こうした環境こそが、『廣記』が広く受容された一つの要因であっただろうと指摘した。

ただ、このような環境的な状況だけに『廣記』受容の擴大要因を求めるときではない。そこで本稿では、前稿で得られた結果を踏まえながら、より直接的な原因として想定し得る要素を探ってみた。

### 一、南宋期における刊刻事業を行っていた地域と『廣記』流傳の關係

南宋期において『廣記』に言及した書物は多く見られるが、中でも、地方志が『廣記』に取材していることは、北宋期では見られなかった新たな動きである。

地方志は、ある地域の沿革・地理・風俗・人物などを記した地理書である。南宋期に多くの地方志が編まれたのには、主に二つの要因があるとされる。一つは、北宋と異なつて、南宋では金の征服により華北地域を失っていることから統治支配が華南地域に偏在しており、地方行政と中央行政の地理的距離が比較的近いいため、中國全土を對象とする總志よりも、地域に即した地方志が多く作られるようになったこと、もう一つは、北宋末期に起きた方臘の亂（一一二〇～一一二二）や金軍の侵攻により、多くの資料が失われたために、在野に所藏されている資料を求める必要が高まったことに因る。こうした地域に即した

〈表1〉

書名	地方志の地域	該當箇所	『廣記』での該當箇所
新安志	徽州（現安徽省徽州）	卷第十	卷一九二、驍勇二「汪節」
會稽志	會稽（紹興府、現浙江省紹興）	卷一九	卷二〇四、樂二、笛「李翳」
嘉泰吳興志	湖州（現浙江省湖州）	卷十七、郡守	卷五、神仙五「沈羲」
嘉定鎮江志	鎮江府（現江蘇省鎮江）	卷六、地理	卷二〇二、高逸「陶弘景」 卷三九九、水「零水」
		卷一一、古跡	卷一六一、感應一「南徐士人」
		卷一四、刺守	卷二七、神仙二七「唐荅山」 卷四九五、雜錄「潤州樓」
		卷一七、丹徒縣令	卷三八〇、再生六「金壇王丞」 卷一四九、定數四「韋泛」
		卷二〇、釋	卷二三、神仙二三「王遠知」
		卷二一、天文	卷一三七、徵應三「張子良」
		卷二二、雜錄	卷二一一、畫二「張僧繇」 卷四七四、昆蟲二「主簿蟲」
		寶慶四明志	慶元府（現浙江省寧波）
景定建康志	建康府（現江蘇省南京）	卷三三、文籍志一（建康府が所藏する藏書目録に見える）	
方輿勝覽	臨安府（現浙江省杭州）	卷三	卷四二三、龍六「虎頭骨」
		卷三九	卷三九九、井「綠珠井」
		卷四四	現行の『廣記』には見られない
		卷六〇	卷一三八、徵應四「馬植」

地方志に『廣記』が用いられていることは、『廣記』が中央だけでなく、地方にまでも廣まりつつあることを物語っている。

『廣記』に取材した南宋期の地方志には、前稿で示した施宿『嘉泰會稽志』のほかに、羅願『新安志』・談鑰『嘉泰吳興志』・盧憲『嘉定鎮江志』・羅澹『寶慶四明志』・周應合『景定建康志』の五種が見られ、さらに、總志である祝穆『方輿勝覽』にも、『廣記』が用いられている<sup>(表1)</sup>。それぞれが対象としている地域を見てみると、兩浙西路・兩浙東路・江南東路の三路にわたっており、首都・臨安府のみならず、『廣記』が地方にまで普及している様子が見てとれよう。

(1) 刊刻事業を行っていた地域

ところで、『廣記』の存在やその内容が広く知られるようになった背景には、出版による傳播という要素があることは言うまでもない。そして、テキストが広く普及するには、宋代以降であれば、木版印刷術が重要な要件となり得るだろう。では、南宋期に刊刻事業を擔っていた地域という側面から見た場合、その分布に傾向性が存在するのであろうか。

次に掲げる〈表2〉は、南宋期に刊刻事業を行っていた地域の一覽である。

南宋期における『太平廣記』受容の擴大要因について

〈表2〉

路名	刻書地域Ⅰ	路名	刻書地域Ⅱ	路名	刻書地域Ⅲ
兩浙東路	*▲紹興府(▲越州) 會稽 嵊縣 余姚 *慶元府 鄞縣 象山 温州 瑞安 永嘉 臺州 黃岩 天臺 ▲婺州 東陽 義烏 永康 蘭溪 衢州 開化 處州	淮南東路	楚州 山陽 淮安軍 高郵軍 盱眙軍 滁州 廣州 揚州 泰州	成都府路	綿州 ▲成都府 廣都 邛州 陽安 ▲眉山 青神 嘉定府 犍爲
兩浙西路	*▲臨安府 錢塘 余杭 新城 鹽官 昌化 嘉興府 崇德 桐鄉 華亭 平江府 長洲 吳江 常熟 昆山 *鎮江府 丹陽 常州 無錫 宜興 江陰軍 建德府 ▲嚴州 桐廬 湖州 武康	淮南西路	光州 舒城 廬州 黃州 壽山 和州 無爲軍 蘄州 羅田 安慶府	潼川府路	潼川府(梓州) 遂寧府 銅梁 資州
江南東路	*▲建康府 溧水 溧陽 廣德軍 寧國府 宣城 太平州 當塗 池州 *▲徽州 婺源 饒州 鄱陽 德興 安仁 信州 上饒 南康軍	荆湖北路	德安府 安陸 復州 荊門軍 歸州 巴東 江陵府 岳州 武昌(鄂州) 崇陽 澧州 沅州	夔州府路	夔州 忠州 南平軍
江南西路	隆興府 興國軍 江州 瑞昌 瑞州(筠州) 高安 袁州 萍鄉 臨江軍 新喻 ▲贛州 撫州 臨川 ▲吉州 安福 建昌軍 南豐 南安軍 大庾	荆湖南路	武陵 潭州(長沙) 湘陰 瀏陽 邵陽 武岡軍 永州(零陵) 衡州 茶陵軍 全州 道州 桂陽軍 郴州	利州路	平昌
		京西南路	襄陽府 鄂州	福建路	建寧府 ▲建安 ▲建陽(嘉禾) 崇安 福州 侯官 懷安 永福 福清 南劍州 邵武軍 汀州 寧化 漳州 龍溪 泉州 晉江 南安 同安 安溪 興化軍 莆田
				廣南東路	連山 廣州 懷集 肇慶府 潮州 潮陽 惠州 博羅
				廣南西路	靜江府(桂林) 柳州 象州 瓊州

表に示した通り、南宋期に印刷を行っていた主な地域は、浙江・福建・四川・江西地區と各地方に分布している。上述の地方志および總志が對象としている地域には、「\*」印をつけてあらわした（▲印については後述する）。

「\*」印をつけた、その該當地區に目をやると、首都圏（臨安府）を中心に近郊都市に集中していることが分かる。すなわち、この實態は、印刷事業が行われていた地域で、とりわけ兩浙地域で『廣記』の受容が見られることを示唆すると考えられる。もつとも、現存する宋代の地方志の七割が兩浙地域のものである以上、兩浙地域に多くの例が認められるのは當然とも言えるが、それ以外の地域では江南東路のみということ、やはり注目に値するであろう。

## (2) 文人の私刻

次に、『廣記』の記事に言及している書物は、地方志のほかに、文人個人の書物にもその形跡が窺えることに着目したい。本節では、前稿ですでに檢證した、洪邁『夷堅志』・『容齋隨筆』、洪適『盤洲文集』、周必大『周益文忠公集』、陸游『老學庵筆記』を取りあげる。ここで注目すべきは、これらの書物は、地方志と同様に『廣記』の記事に言及しているというだけでなく、その多くが兩浙地域で印刷・出版が行われていたという点である。これら『廣記』に觸れている書物を含めて、彼らの印刷・出版状況をしばし追いたい。

まず、洪邁の著『夷堅志』は、各巻の成立時期は異なり、できたものから出版されていたようで、洪邁は、『夷堅志』の夷堅乙志序で夷堅甲志の刻版の経緯について、「夷堅初志成、士大夫或傳之、今鏤板於閩、於蜀、於婺、於臨安、蓋家有其書。（夷堅初志〔夷堅甲志〕ができ

あがり、士大夫らがこれを傳え、今は閩〔現福建省〕において、蜀〔現四川省〕において、婺〔現浙江省〕において、臨安〔現浙江省〕において板木が刻され、おそらくどの家にもその書があるだろう」と、述べている。このように、『夷堅志』には多くの刻本があり、『夷堅志』執筆中からすでに人氣を博し、各地で廣く普及していたようである。さらに洪邁は、同じく夷堅乙志の序文で、「乾道」八年夏五月。以會稽本別刻於贛。去五事。易二事。其它亦頗有改定處。淳熙七年七月又刻於建安。（八年〔一一七二〕夏五月。會稽本を底本として校訂を行い贛州で刊刻した。五項目を除いて、二項目を換えた。その他にもずいぶん修正するところがあった。淳熙七年〔一一八〇〕七月にまた〔夷堅乙志を〕建安で刻した」と、自分で二度刊刻したと記している。この記述から、洪邁は知贛州の職にあつた乾道八年に贛州で一度印刷し、淳熙七年には知建寧在任中に建安で二度目の印刷をしていることが分かる。

また、隨筆集『容齋隨筆』は、淳熙七年に婺州で刻されている。ただ、淳熙七年秋には知建寧の職を辭めており、『容齋隨筆』卷一の序文で「予老去習懶（私は年老いて無精に慣れてしまった）」と述べていることから、もしかすると、『容齋隨筆』は、在任中に印刷を行ったのではないかも知れない。

洪邁の『盤洲文集』には、周必大による神道碑が附されており、その中で周必大は、「其論著爲四方傳誦、有盤洲文集八十卷（その論著は各地で傳誦された、盤洲文集八十巻が有る）」と記しており、陳振孫の『直齋書錄解題』でも八十巻本として著録されていることから、南宋當時から大いに世に行われたものであることが分かる。洪邁自身がこの書を刻したのかは分からないが、明末清初の藏書家・毛晉の書庫である汲古閣に宋刻本を寫したものが所藏されていた<sup>10)</sup>。また、清末から民國

初期にかけての藏書家・傳増湘の藏書目録『藏園群書經眼録』には、八十卷・宋蜀中刊本と著録されており、現在に傳わる。

洪適自身が印刷した書としては、知紹興府在任中の乾道三年（二一六七）に自身の著である『隸釋』を越州で刻版している。その他では、紹興二十九年から三年間（二一九五～二一六二）知徽州の職にあつたころ、父・洪皓の遺稿を集めて十卷とし『鄱陽集』を出版している。また、同じく父の著である『松漠紀聞』を、洪適は正と副に分けて、正を徽州の歙縣で刻版し、さらに知紹興府の時（二一六六～二一六八）に、越州（紹興府）でも版刻している。副のほうは、弟の遵が建康（現江蘇省南京）に知事として來たときに、建康府で刻版したという。

周必大も自分で印刷・出版をしていた文人の一人で、『歐陽文忠公集』と『文苑英華』を刊行している。だが、周必大の場合、洪邁や洪適と異なり、在任中に印刷を行っていたわけではなく、丞相の職を解かれたのち私的に刊刻していたようだ。『文苑英華』は、『太平御覽』および『廣記』の編纂官でもあつた李昉・扈蒙・徐鉉らが太宗の敕命を奉じて、太平興国七年（九八二）から雍熙四年（九八七）にかけて編纂したもので、全一千卷のアンソロジーである。『宋會要輯稿』の記録に據ると、眞宗・景德四年（一〇〇七）に、李善注『文選』とともに『文苑英華』の校定作業が行われて印刷・刊行されたのだが、しばらくして、王宮の失火により、『文選』と『文苑英華』の二書とも板木が燃えてしまったようだ。この記載以降、周必大が刊刻するまで、『文苑英華』が刊行された記録は見られない。周必大は、『文苑英華序』で『文苑英華』を刊刻した理由を以下のように記している。『詔修三大書』曰『太平御覽』、曰『册府元龜』、曰『文苑英華』、各

一千卷。今二書闕・蜀已刊、惟『文苑英華』、士大夫家絶無而僅有。〔詔して三大書を修めさせた、一つは『太平御覽』といい、一つは『册府元龜』といい、一つは『文苑英華』という、各々一千卷である。現在、『太平御覽』と『册府元龜』の二書は闕〔福建〕と蜀〔四川〕ですでに刊行されているが、ただ『文苑英華』だけは、士大夫の家にはほとんど存在しない〕として、胡柯（生没年不詳。字は伯信、吉州の人）と彭叔夏（生没年不詳。字は清卿、廬陵の人）と共に校勘を行つて、嘉泰元年（二二〇一）から四年（二二〇四）にかけて、『文苑英華』の板木を吉州（現江西省吉安）で刻している。周必大は、『文苑英華』の刊本ができあがつた二ヶ月後に亡くなつており、周必大の遺稿は、息子の綸によつて『周益文忠公集』にまとめられている。これには、開禧元年（二二〇五）に書かれた陸游の序文が附されており、現在、開禧二年の宋刊本が靜嘉堂文庫に所藏されている。

陸游もまた自身で印刷しており、十數種類の書物を刻したと言われている。『廣記』に言及している『老學庵筆記』は、陸游の第六子の子通によつて、紹定元年（二二二八）に嚴州（現浙江建德）で刻版されている。陸游自身が印刷した書物には、自選の詩集『劍南詩稿』と『續稿』を編集し直して『新刊劍南詩稿』二十卷としたものがある。陸游は、淳熙十四年（一一八七）にこれを知嚴州の職にあつたときに嚴州で印刷・出版している。また、陸游の長男・子虞と第六子の子通も印刷を行つている。長男の子虞は、假守九江（現江西省九江の臨時長官）であつたときに、父・陸游の詩をまとめた八十五卷本の『劍南詩稿』（附『遺稿』）を刻している。弟の子通は、知嚴州の職にあつたとき、兄の子虞と同様に父の詩を全て収めた『劍南續稿』六十七卷を刻したとされるが、現在には傳わらない。

さて、洪邁・洪適・周必大・陸游が『廣記』の記事に言及している書物を印刷した地域ごとにとまとめると次のようになる。先に示した〈表2〉には、「▲」印をつけてあらわした。洪邁の『夷堅志』は、各地で印刷されていたようだが、洪邁自身が印刷を行ったのは、江南西路（贛州）と福建路（建安）である。『容齋隨筆』の刊行は、兩浙東路（婺州）で行っている。洪適の『盤洲文集』には、蜀中刊本が傳わっていることから、おそらく成都府路（成都府、眉山）で印刷を行ったのだろう。周必大の『周益文忠公集』がどこで印刷されたのかは不明であるが、『文苑英華』および『歐陽文忠公集』が吉州で印刷されていることから、おそらく、『周益文忠公集』も江南西路の吉州で印刷されたものと推定されている。陸游の『老學庵筆記』は、陸游自身ではないが、息子の子適が兩浙西路（嚴州）で印刷している。

### (3) 『廣記』の印刷・刊行における轉運司關與の可能性

これまで、洪邁や陸游ら文人達が、『廣記』の記事に觸れている書物を含めて、印刷・出版を行っていたのはどの地域であったかを確認してきた。いずれに見られた地域も、印刷事業の盛んなところだが、概ね、二つの地域に大別できる。兩浙地域と四川地域である。この結果に、前項で指摘した、『廣記』の記事を採録している地方志および總志が対象にしている地域（\*印）と、文人らが『廣記』に言及している書物を印刷した地域（▲印）を重ねあわせてみると、たとえ現存する地方志の多くが兩浙地域のものであるとはいえ、ほかの地域よりも兩浙地域が優位になる。つまり、この實態は、南宋期における『廣記』受容が兩浙地域で顯著であることを示していると言えよう。しかも、これまでに見てきた洪邁や陸游ら文人個人の印刷・出版に

かかる費用は、兩浙地域の公費でまかなわれていた可能性がある。と  
いうのも、南宋期になると、印刷事業も發達し、民間の出版業者（書坊）も存在したというから、多くの書物が印刷・刊行されたかと思われるが、宋代に印刷されたとされる出版物を見てみると、佛典などの宗教書のほかに、四書五經などの書、醫學書や農業書、および科擧受験の参考書などの実用的な書物が主流で、そのほかでは、著名な文人の詩文集などが有力な地方官や豪商らの援助を得て出版されたに過ぎない。例えば、上述した『新安志』は、通判（州知事の補佐官）だった羅願が、知州の趙不悔の援助によつて刊行したものである。また、洪適・洪邁・陸游の場合は、知事として在任中に印刷を行っており、私刻ではあるが、官刻の性格も併せ持っている。これについては、洪邁が詳細に述べている。<sup>(25)</sup>

洪邁『萬首唐人絕句』「重華宮投進劄子」

臣頃歲備數禁廷得侍清閒之燕、因及手寫唐人絕句詩。（略）是時纔有五十四卷。去年守越、嘗於公庫鏤板。未及了畢、奉祠西歸。家居無事、又復搜討文集、傍及傳記小說、遂得滿萬首、分爲百卷。輒以私錢雇工、接續雕刻、今已成書。（略）貼黃上件詩集七言二十六卷以前、五言二十卷以前、係紹興府所刻。臣臨行時倉卒印造、紙割多不精。續後點檢得有錯誤處、只用雌黃塗改。今來無由別行修換、以之進御、實爲不謹。

わたくしは、近ごろ宮中に勤めるはしくれとなり、宮中の宴に参加する機会を得ましたので、『唐人絶句詩』を自ら書き寫すにいたりしました。（略）この時はわずかに五十四卷でございました。去年、越州（紹興府）の長官に赴任いたしました折、公金で刻版いたしました。しかしながら、まだ仕上がらないままに奉祠の職

(病氣や老年により退職した者に宮觀に仕える職(實質的には俸給を受けるのみで、實際の業務はない)を與えて官俸を支給し餘生を送らせた)をいただいで退職し、そういうことで歸省いたしました。家に居てもすることもなく、また文集を丹念に見て、傳記小説まで讀みました、それで萬首に達し得、百卷といたしました。その都度、身錢で刻工を雇つて彫らせて、續けてずつと彫り、ただ今書ができあがりました。(略)以上の黄紙に印刷いたしました詩集七言・二十六卷以前、五言・二十卷以前は、紹興府で彫つたものです。

わたくしが、出發するとき慌てて印刷しましたし、紙質もよくありませんでした。後でチェックして間違えていたところについては、石黄汁を塗つて修正するしかありませんでした。今となつては、彫り直して(これに)換えてお渡しする術もなく、このまま謹んで奉呈いたします。誠に不謹の極みでございます。

洪邁は、自選の詩集を公費で印刷したと述べている。ただ、途中で退職したので完成させられず、残りは自費出版している。この記述から、在任中はたとえ自選の書を印刷するのであつても、公費で印刷できることが分かる。だが、官職に就いていない場合、自費で刊刻しなければならぬようである。こうしたことは、洪邁や陸游が自身の著を在任中に印刷した際も同じであつただろう。

ならば、印刷にかかる費用に公費が充てられていたとすると、その費用は諸路・諸府・諸州の經費から支出されることになるだろう。諸路管轄下の財政を掌つていたのは、諸路轉運司である。諸路の轉運司は、管轄下の財政を掌つており、實際に、大きな権限を有していたようである。また、轉運司は印刷・刊行にかかる費用も負擔しており、たとえば、紹興年間に刻された官刻本『史記』には、淮南路轉運司の

刊記が、『漢書』・『後漢書』には、兩淮江東轉運司の刊記がある。これまでに見てきたとおり、南宋期において、『廣記』の記事を受容している書物が印刷されたところは、兩浙地域において顯著であつた。この兩浙地域一帯の財政を掌つていたのは、兩浙轉運司である。これらの點から考えて、兩浙轉運司が『廣記』の印刷・刊行に何らかの形で關與しているものと推測される。では、兩浙轉運司は、『廣記』の印刷・刊行において、どのような役割を擔つていたのだろうか。

## 二、『廣記』受容擴大の契機

王應麟が『玉海』で記している『廣記』の版本が保管されたという太清樓は、太宗によつて太平興國四年(九七九)に建てられた書庫の一つで、太宗御製の墨跡や石本・卷軸・四部群書の副本が收藏されていた。<sup>28</sup>大中祥符八年(一一一五)、元儼宮の失火で崇文院が延焼した際に、崇文院で收藏されている書物の多くが焼失してしまつたので、太清樓の書物を借りて補寫作業を行つたという記録が見られる。<sup>29</sup>この時、太清樓の書物には多く汚損があり、補寫作業とは別に補繕作業も行われている。また、太清樓では宴射が催されていたという記述もあり、宴射の折、群臣に收藏物が展覽されていたようである。このように、太清樓に關する記録は、北宋期を通して散見されるが、靖康二年、金軍によつて太清樓・祕閣・三館の書物などが奪い去られたという記録を最後に、南宋期に入ると、太清樓に關する記述は見られなくなる。おそらく、太清樓は、北宋滅亡の後、南宋で新たに建て直されることはなかつたのだろう。

南宋に入り紹興の和議(一一四二)が成立し、政局が安定し始めた頃のこと、『廣記』の版本が祕書省の印刷室に収められているという

記事が見られる。<sup>(32)</sup>

『南宋館閣錄』卷二「省舍」

紹興十三年十二月、詔兩浙轉運司建祕書省。十四年六月二十二日、遷新省。(略)北二間爲印書作。太平廣記、樂府版、共五千片(略)藏焉。

紹興十三年十二月、兩浙轉運司に詔して祕書省を建てさす。十四年六月二十二日、新省舍に引つ越しした。(略)北の二間を印刷室とした。太平廣記と樂府の版木、全部で五千片を略收藏した。

この記述は、南宋の館閣制度などを説明した陳騫の著、『南宋館閣錄』(原名、『中興館閣錄』)に見られる記事で、卷二の「省舍」篇には、祕書省の新省舍の間取りについて詳細に記されている。紹興十三年(一一四三)に敕命により兩浙轉運司が祕書省を建て直し、翌年の十四年に、祕書省は新省舍に引つ越しをしている。北の二間には印刷室が置かれている、と記されている。その注に據ると(傍線部)、『太平廣記』の版が保管されていたという。その時、一緒に收められていたのが、『樂府』の版で、『太平廣記』と『樂府』の版木は全部で五千枚あったという。<sup>(33)</sup>

『南宋館閣錄』の記事に見える『樂府』がどういった書物なのかは不明であるが、假に『樂府詩集』百卷だとして、現存する版本を基に数えてみると、必要な版木は一一二八枚<sup>(34)</sup>で、『廣記』の場合だと、三三七枚の版木が必要となり、全部で四八七五枚となることから、記されている版木の數にほぼ近い。事實、『樂府詩集』の諸本の一つに、紹興刻本(殘本)が存在する。<sup>(35)</sup>だとすると、必要となる版木の枚數と『南宋館閣錄』に記録されている板木數がおよそ一致し、『樂府詩集』の刊本に紹興刻本が存在することから、紹興十四年の時點

で、『廣記』版木が祕書省に收められていたと考えて、おおむね問題ないだろう。ただし、祕書省の新省舍に收められていた『廣記』の板木が、太清樓に保管されたときされる板木と同一のものであるという確證はない。しかし、『廣記』五百卷が太宗の命により太平興國六年(九八二)正月に版刻・頒布されて以降、印刷・刊行されたという記録や、新たに板木が彫られたという記録も残されていないことから、『廣記』の板木は、太清樓に保管されたのち、どういう経緯で祕書省に收められたのかは分からないが、新省舍の印刷室に收藏されたものと推測される。

さらに、祕書省には『廣記』の版木が收藏されていただけでなく、すでに『廣記』が印刷されていたことを示唆する記述が見られる。<sup>(36)</sup>

『南宋館閣錄』卷六、故實

暴書會(略)二十九年閏六月、詔歲賜錢一千貫、付本省自行排辦。(略)是日、祕閣下設方桌、列御書・圖書。(略)早食五品、午會茶菓、晚食七品。分送書籍『太平廣記』、『春秋左氏傳』各一部、「祕閣」・「石渠」碑二本、不至者亦送。兩浙轉運司計置碑石、刊預會者名銜。

暴書會について(略)二十九年閏六月、歳費一千貫を支給するので、祕書省で準備をするよう詔した。(略)この日、祕閣には長机が設置され、御書および圖書が竝べられた。(略)朝食に五品、お昼には茶菓、夕食には七品(が振る舞われた)。そのほか、書籍『太平廣記』および『春秋左氏傳』各々一部、ならびに「祕閣」・「石渠」の碑拓二本が贈られ、参加しなかつた者にも(これらが)贈られた。兩浙轉運司は、碑石の建立費用を計算して(碑を)設置し、(そうして)参加者の名簿が(碑に)刻まれた。

紹興二十九年（一一五九）閏六月に行われた曝書會<sup>38</sup>において、参加者らに書籍『太平廣記』と『春秋左氏傳』の各一部が分賜され、御書「祕閣」・「石渠」の碑拓も下賜されたという。

『廣記』の版木が新省舎の印刷室に収められていたことは、近い將來、印刷する予定があったと思われる。このことは、紹興二十九年に行われた曝書會において、『春秋左氏傳』とともに『廣記』が分賜されたという記録からも裏付けられる。『春秋左氏傳』は、この曝書會より前に祕書省ですでに展示されている。紹興十三年（一一四三）に『御書左氏春秋』が『御書史記列傳』とともに出されて、祕書省で館職に宣示されている。その三年後の紹興十六年（一一四六）にも、『御書春秋左氏傳』がまた出され、祕書省で館職に示されている。このように、『春秋左氏傳』が何度も展覧されていることから、いかに人氣を得ていたかが分かる。

曝書會では、觀覽の場に最もふさわしい物が展示・下賜されていることは想像に難くないだろう。紹興二十九年の曝書會において、『春秋左氏傳』とともに『廣記』が分賜されたことは、『廣記』が支持されていた状況を物語っている。しかも、この時に行われた曝書會は、通常歳費の三倍以上に當たる一千貫を支出する大規模なものであったというから、参加者は相當數に上ると考えられる。その参加者のみならず参加しなかつた者らにも、『春秋左氏傳』とともに『廣記』が分賜されたとすると、『春秋左氏傳』ならびに『廣記』は、相當部數の用意があつたことを意味しており、紹興二十九年閏六月までに、『廣記』はすでに印刷されていた可能性が極めて高いと言えるだろう。<sup>39</sup>

現在では『廣記』宋本を目にすることはできないが、その内容の一

南宋期における『太平廣記』受容の擴大要因について

部分は、『廣記』諸本の①孫潛校本、②陳鱣手校本、③沈與文野竹齋抄本（明抄本）に見ることができる。

①孫潛校本：孫潛（一一六一—？）が宋抄本をもとに談愷刻本を校訂したものである。孫潛が用いたという宋抄本の來歴について、嚴一萍氏の研究に據ると、「已上二卷係世學樓抄入（以上の二卷は世學樓の抄本によって書き入れたものだ）」という孫潛の書き込みが『廣記』卷三百八十八の末葉に見られることから、明代の藏書家・鈕緯の書庫である世學樓の藏書の抄本であるとしている。張國風氏は、これらの宋抄本や殘宋刻本では、南宋初代皇帝である高宗（一一二七—一一六二）の諱である「構」の字を避けて、「御名」としていることから、南宋高宗期の抄本であると指摘されている。<sup>40</sup>

②陳鱣手校本：陳鱣（一七五三—一八一七）が殘宋刻本に據つて許自昌刻本を校訂したものである。陳鱣が用いたという宋刻本は、陳鱣が偶然に見つけたもので、發見に至つた経緯やその出自など詳細は分からない。ただ、陳鱣手校本でも①孫潛校本と同様に、高宗皇帝の諱を避けて「御名」としている例が見られるため、高宗期の翻刻本であるとされている。<sup>41</sup>

③沈與文野竹齋抄本：沈與文（一四七二—？）が所藏していた抄本である。沈與文野竹齋抄本の底本については、張國風氏に據ると、談愷刻本が刊行された明・嘉靖四十五年（一五六六）の時には、沈與文は九十五歳という高齢になつていことから考えて、沈與文野竹齋抄本の底本は、談愷刻本ではないと指摘されている。さらに、沈與文野竹齋抄本と①の孫潛校本では、文字の異同に大きな隔たりはなく、かつ、沈與文野竹齋抄本と談愷刻本を比べてみると、沈與文野竹齋抄本と談愷刻本で異なる箇所は、①の孫潛校本と談愷刻本で異なる箇所に

一致していることから、沈與文野竹齋抄本の底本は、宋本（あるいは元本）に據っていると考證されている。

ちなみに、明の談愷（二五〇三一—五六八）が入手したという『廣記』抄本についても、談愷自身は、「近得太平廣記觀之、傳寫已久。（近ごろ太平廣記を手にいれたので見てみると、「この抄本は」書き寫されてから随分と経っている）」と述べるに過ぎず（談愷「太平廣記表」）、談愷が入手したという抄本の入手経路や出自も不明である。

①から③で、校訂に用いられたとされる宋抄本や宋刻本の出自の詳細は不明であるものの、彼らが宋刻本や宋抄本を入手したという事實から考えれば、宋抄本や宋刻本が明清時代まで滞ることなく傳えられていたということになる。しかも、それは、『廣記』記事の一部分や語句の引用採取という形ではなく、端本であつたとしても、校訂の使用に堪え得る、ある程度まとまつた卷数の状態であればならぬだろう。だとすると、宋刻本や宋抄本が高宗時期の傳本であり、紹興二十九年に行われた曝書會の時點で『廣記』がすでに印刷されていた可能性があることから、孫潛や陳鱣が底本に用いたという高宗時期の抄本および翻刻本は、紹興二十九年に行われた曝書會で分賜された『廣記』、あるいはその系統に由來するものだと想定し得るのではないだろうか。

そうであるならば、紹興二十九年に行われた曝書會を契機にして、『廣記』の受容状況は、次第に擴大するものと思われる。果たして、曝書會以降で受容状況に變化が見られるのだろうか。ここで、『廣記』に取材した南宋期の書物をまとめた本論文末尾の別表を確認してみると、事實、『廣記』に言及した書物は、紹興二十九年に開かれた曝書會以降で増加しているという實態が見てとれるのである。

以上の状況を總じて見ると、南宋期において、『廣記』に取材した地方志が印刷された地域と、『廣記』を受容、とりわけ『廣記』を讀み物として受け入れた文人の書物が印刷された地域は相互に符合する。しかも、その分布は、ほかの地域よりも兩浙地域で優位であつた。南宋期における印刷事業を行つていた主要地域は、兩浙地域をはじめいくつも見られるが、中でも成都府路（成都府や眉山）と福建路（建陽）の地域は、印刷事業を擔う、特に重要なところであつた。だが、『廣記』に取材した書物が印刷された地域に限つて見た場合、印刷事業の要所である成都府路および福建路にその形跡は窺えない。

『廣記』受容が兩浙地域において顯著に認められる要因に、兩浙轉運司の關與が考えられる。というのも、兩浙轉運司は、紹興二十九年に祕書省で行われた曝書會の費用を負擔し、碑石建立にかかる費用も支拂つていること、そして、この曝書會では、參加した群臣らに『春秋左氏傳』と『廣記』を分賜するために、相當部數を印刷していた可能性が考えられるからである。のみならず、高宗皇帝の時期に印刷された書物の中に、轉運司が関わつたものが確認されることから、轉運司が財政面だけでなく、印刷・刊行事業にも貢獻していたことがわかる。おそらく、『廣記』刊刻においてもその役割を果たしていただろうと推測される。ただ、『廣記』刊刻の手がかりとなる記述は、太平興國六年正月に版刻・頒布されて以降、『南宋館閣錄』の記事の他に見いだせず、これらの二つの記事だけでは、兩浙轉運司が『廣記』刊刻においてどのような役割を擔つていたかの詳細は些か不明であるものの、兩浙轉運司はこの曝書會の折に『廣記』を入手している可能性が高く、管轄地域の藏書の一つに『廣記』が加えられたのではないかと思われる。それゆえに、兩浙轉運司が掌管する地域では、『廣記』

に取材する条件が他の地域にくらべ有利に働いたのではないかと考えられる。

しかし、その擴大範圍を見てみると、中央だけにとどまらず地方にまで『廣記』の受容が広がっているとはいふものの、地方への広がりは、兩浙地域一帯のほかには見いだせなかった。この原因は、むしろ、曝書會で分賜された『廣記』の數に由來すると思われる。曝書會で『廣記』がどのくらい分賜されたのかは、参加者の人數が定かでないで分らないが、曝書會に参加しているのは、宰相以下の士大夫らであることから、この曝書會で用意された『廣記』の數は、限られた士大夫層で擴がるには十分だが、各地域に普及するには十分とは言えない部數だったと考えられよう。

### おわりに

本稿では、南宋期における『廣記』受容の擴大要因について檢證してきた。その結果、『廣記』受容擴大の背景には、次の二つの要因が浮かび上がった。

紹興二十九年に催された曝書會で分賜された『廣記』、あるいはその系統に屬するものが、兩浙轉運司によつて兩浙地域にもたらされたことにより、この地域では『廣記』を享受する条件が他地域よりも整い、なおかつ、兩浙地域が印刷事業を行っていた主要地域のひとつであったという要素も加わり、兩浙地域一帯で『廣記』受容の擴大が促された、と結論した。このことは、南宋期において、『廣記』が兩浙各地に廣がつていく要因の一つであろう。

もう一つの要因として考えられるのは、前稿でも論じた通り、南宋期において、『廣記』が讀み物として受容されたことである。この状

南宋期における『太平廣記』受容の擴大要因について

況は、北宋末期において確認し得るだけでなく、南宋期、特に、紹興十二年（一一四二）頃、洪邁の『夷堅志』が世に現れた當時から、傳統な概念では觀るべきものからはずされてきた内容の記事が容認され、士大夫層に支持されていたことから裏付けられる。紹興十二年頃といえ、秘書省が新省舎に引越しをした（紹興十四年）時期に當たる。その新省舎の印刷室には、『廣記』の板木が保管されていた。のみならず、秘書省で行われた曝書會で『廣記』が分賜されたということからも、文人個人を取り巻く特殊な環境だけに見られる現象ではなく、中央政府においても、こうした風潮があつたことが窺える。

これら二つの要因が相補的に作用して、『廣記』の讀者が増加し、さらには、文人同士の人的交流が『廣記』を讀み物として受容する動きを加速させていたと言えらるだろう。

### 注

- (1) 李昉「太平廣記表」、『太平興國三年八月十三日。八月二十五日奉敕送史館。六年正月奉聖旨雕印板。』（『太平廣記』汪紹楹點校本、中華書局、二〇〇三、『太平廣記會校』張國風會校本、北京燕山出版社、二〇一〇）。

(2) 『廣記』は廣がらなかつたとされているが（『太平廣記』汪紹楹點校本、點校説明「後來因爲有人說這部書並非後學者所急需、就把板子收了起來、所以流傳不廣。」中華書局、二〇〇三）、この問題を取りあげて、『廣記』に言及している書が散見されることを張國風氏をはじめとする、以下に挙げた研究でも報告されている。ただ、いずれの論考も『廣記』の板木が回収・保管されたのは、太平興國六年に『廣記』が版刻された

すぐあとだとしている。

- ① 姜光斗『太平廣記』在北宋流傳の兩則記載」(『文獻季刊』第三期、二〇〇三)。
- ② 張國風『太平廣記版本考述』第一章・第三節『太平廣記』在北宋の流傳(中華書局、二〇〇四)。
- ③ 凌郁之『太平廣記』的編刻・傳播及小說觀念」(『蘇州科技學院學報(社會科學版)』第二十二卷第三期、二〇〇五)。
- ④ 牛景麗『太平廣記的傳播與影響』(南開大學出版社、二〇〇八)。
- ⑤ 成明明『兩宋『太平廣記』流傳與接受補證』(『文學遺產』第二期、二〇〇九)。
- (3) 西尾和子「北宋期における『太平廣記』の受容形態―『玉海』太平廣記條に見る王應麟自注の檢證を中心に―」(『和漢語文研究』第十号、二〇一二、十一月)。
- (4) 『和漢語文研究』第十一号(二〇一三、十一月)。なお、本文において「前稿」というときは、特に断りのない場合は、これを指す。
- (5) 青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地圖の研究』第二篇・第三・五「宋代の地方誌」(吉川弘文館、一九六九)を参照。前村佳幸「宋代地方誌における〈テキスト〉性」(『統合テキスト科学研究』一(二)、二〇〇三)。松尾幸忠「南宋の地方誌に見られる詩跡的觀點について」(『中國文學研究』第三十二期、早稻田大學中國文學會、二〇〇六)。
- (6) 張秀民『中國印刷史』第一章「雕版印刷術的發明與發展」南宋刻書地域表に基づき作成した(浙江古籍出版社、二〇〇六)。
- (7) 山根幸夫氏は「宋代の地方志で現存するものは、わずか三十部あまりにすぎない。しかも、その七割以上が兩浙路の地方志である」と指摘されている(山根幸夫「中国の地方志について」、『歴史學研究』六四一号、歴史學研究會編集、一九九三)。
- (8) 『夷堅志』何卓點校本(中華書局、二〇〇六)。
- (9) 凌郁之『洪邁年譜』(上海古籍出版社、二〇〇六)。
- (10) 前掲注(9)に同じ。
- (11) 周必大「宋宰相贈太師魏國洪文惠公神道碑銘」(『盤洲文集』附錄、上海書店、一九八九)、陳振孫「直齋書錄解題」卷十八、別集類下(上海古籍出版社、一九八七)。また、『宋人別集鈔錄』にも同様の記載が見られる(中華書局、一九九九)。
- (12) 「此本爲毛氏古閣所藏、猶從宋刻影寫。」(『四庫全書總目提要』卷一六〇『盤洲文集』、商務印書館、一九三三)。
- (13) 傅增湘『藏園群書經眼錄』(中華書局、一九八三)。また、『現存宋人別集版本目錄』にも宋蜀中刻本として八十卷本が著録されている(四川大學古籍所編、巴蜀書社出版、一九九〇)。
- (14) 「知紹興府・安撫浙東時、明年(乾道三年)正月序而刻之」(『隸釋』提要、商務印書館、一九三五)。
- (15) 「以爲十卷、刻諸新安郡。」(『盤洲文集』卷六三「跋先忠宣公鄱陽集」、上海書店、一九八九)。
- (16) 外山軍治「洪皓と松漠紀聞」(『愛泉女子短期大學紀要』第十二・十三号、一九七八)、「先忠宣松漠紀聞、伯兄鏤板歛・越。遵來守建業又刻之」(『松漠紀聞』卷二、三瑞堂、一八七〇)。
- (17) 朱迎平『宋代刻書產業與文學』第八章・第四節「周必大與刻書」(上海古籍出版社、二〇〇八)を参照。
- (18) 徐松『宋會要輯稿』崇儒四之三(景德)四年八月、詔三館祕閣直館校理分校『文苑英華』・李善『文選』摹印頒行。(略)未幾、宮城火、二書皆燼」(中華書局、二〇〇六)。
- (19) 周必大「文苑英華序」(『文苑英華』、中華書局、一九六六)。
- (20) 凌朝棟『文苑英華』研究』第三章、第二節「版本源流考」(上海古籍

出版社、二〇〇五。

- (21) 前掲注(13)『臧園群書經眼録』および、前掲注(17)、第五章・第二節、一「家刻本」を参照。
- (22) 前掲注(17)、第八章・第六節「陸游父子與刻書」を参照。
- (23) 前掲注(22)に同じ。
- (24) 前掲注(17)、第三章・第二節「刻書地域的擴展」を参照。
- (25) 『萬首唐人絶句』(文學古籍刊行社、一九五五)。當時の出版事情や官刻の状況については、井上進『中國出版文化史』(名古屋大學出版會、二〇〇二)が詳しい。本稿でもこれを参照した。
- (26) 前掲注(5)、第一篇・第八・二「五代・宋の轉運使」を参照。
- (27) 尾崎康「南宋兩淮江東轉運司刊三史について」(『史學』第四十六卷・第三号、三田史學會、一九七五)。
- (28) 李燾『續資治通鑑長編』卷二十(四年八月)是月詔作太清樓「および、同卷六十五」「太清樓臧太宗御製及墨跡石本九百三十四卷・軸、四部群書三萬三千七百二十五卷」(上海古籍出版社、一九八六)。
- (29) 馬端臨『文獻通考』卷一百七十四、經籍考一(「大中祥符」八年、館閣火移、寓右掖門外、謂之崇文外院。借太清樓本補寫)(『文獻通考・經籍考』上、華東師範大學出版社、一九八五)。
- (30) 例えば、李燾『續資治通鑑長編』卷百五十七(慶曆五年)辛卯、以重陽曲宴近臣・宗至于太清樓、遂射苑中。」や、同卷一百九十三(嘉祐六年)戊申、幸後苑賞花釣魚、遂宴太清樓。出御製詩一章、命從臣屬和以進。」などの記述が見られる(上海古籍出版社、一九八六)。
- (31) 『宋史』卷二十三(靖康二年)夏四月庚申朔、(略)太清樓祕閣三館書・天下州府圖、及官吏・內人・內侍・技藝・工匠・娼優、府庫畜積、爲之一空。」(中華書局、一九九八)。
- (32) この記事の存在について、來新夏氏および牛景麗氏が言及されている。來新夏氏等『中國古代圖書事業史』第四章・第二節・一、圖書事業機構的重建(上海人民出版社、一九九〇)および、前掲注(2)―④第二章・第一節・二、南宋高宗時『太平廣記』刊刻新證を参照。
- (33) 陳騭『南宋館閣錄』(中華書局、一九九八年)。この記述について、牛景麗氏は二通りの解釋を示している(前掲注(2)―④第二章・第一節・二)。一つは、書名が『太平廣記』で、版本名が樂府版であるとする、『太平廣記』の樂府版という読みかたと、もう一つは、書名が『太平廣記』の樂府版であるとする読みを提示し、ここは前者に示した『太平廣記』の樂府版と解釋するのが理にかなうと判斷されている。しかし、牛景麗氏の解釋には従いがたく、本稿では、「太平廣記」および「樂府」は書名だと理解する。
- (34) 宋本『樂府詩集』影印本の體裁は、每半葉十三行、行二十三字となっている(中津濱涉『樂府詩集の研究』、汲古書院、一九七七年)。
- (35) 『廣記』四庫全書影印本(上海古籍出版社、一九九五)は、每半葉八行、行二十一字の體裁となっており、その版木數に換算すると五六六六枚になる。假に宋本『廣記』の體裁が、宋本に據っているとされる沈與文野竹齋抄本と同じであったとすれば(前掲注(2)―②、第二章・第二節・二、沈與文野竹齋抄本(Y本)参照)、その體裁は、每半葉十二行、行二十二字であることから、『廣記』宋本に必要な版木は、およそ三六〇六枚となる。これに、太平廣記表が二枚、太平廣記引用書目録が五枚、そして目錄十巻がおよそ一三四枚が加わる計算になり、合計で三七七七枚の版木が必要と見られる。
- (36) 王文進の『文祿堂訪書記』には、宋紹興刻本と記されている(上海古籍出版社、二〇〇七)。
- (37) この記述が見られることについて、牛景麗氏と成明明氏が指摘されている。前掲注(2)―④、第二章・第一節・二、南宋高宗時『太平廣記』

記』刊刻新證を参照。前掲注(2)―⑤、二、『太平廣記』在南宋の流傳與接受を参照。

(38) 曝書會については、塚本麿允「宋代皇帝御書の機能と社會―孝宗「太白山碑」(東福寺藏)をめぐる」(『美術史論集』七、神戸大學美術史研究会、二〇〇七)が詳しい。これに據ると、曝書會とは、三館祕閣六閣を中心に収集された文物を皇帝が群臣とともに觀じた觀書會より祝祭的な活動で、國家の威信をかけた大規模な活動であった、という。

(39) 祕書省の新省舎に作られた書庫には、經史子集四庫・續訪經史子集四庫・祕閣上下庫・御製御札名賢墨蹟圖書庫・古器庫・印板書庫・印板庫・碑石庫がある(前掲注(33)、『南宋館閣錄』卷十、職掌)。「廣記」の板木は、印板庫(板木保管庫)には收められずに、「北二間爲印書作(北の二間を印刷室とした)」に收められている。

(40) 徐松『宋會要輯稿』崇儒六之一八「紹興十三年」二月内、出御書左氏春秋及史記列傳、於祕書省宣示館職」(中華書局、二〇〇六)。

(41) 前掲注(40)、崇儒六之一八「十六年六月、又出御書春秋左傳。皆就本省宣示館職」。

(42) 前掲注(38)に同じ。

(43) 井上進氏によると、「宋代の書籍一般につき量的に言うならば、鈔本は印本に壓倒されてしまうどころか、むしろ書籍の主流でありさえした」と指摘されている。(前掲注(25)、井上進『中國出版文化史』第十章、收書法参照。)ただ、『廣記』の場合は、本論で後述するように曝書會で分賜された刊本が契機となって受容擴大につながったものと考えられる。とはいうものの、曝書會で配布された後、どのように廣まっていたのかについては、今後さらなる考察を加えたい。

(44) 嚴一萍『太平廣記(附校勘記)』(藝文印書館、一九七〇)。また、孫潛校本についての論考に、佐野誠子「臺灣大學藏孫潛校本『太平廣記』

について」がある(『東京大學中國語中國文學研究室紀要』第四号、東京大學文學部中國語中國文學研究室、二〇〇一)。

(45) 前掲注(2)―②、第二章・第二節・一、孫潛校本(S本)参照。

(46) 前掲注(2)―②、第二章・第二節・三、陳鱣校本(C本)参照。

(47) 前掲注(2)―②、第二章・第二節・二、沈與文野竹齋抄本(Y本)参照。

(別表) ※この表は、『廣記』に取材した南宋期の書を一覧表にして前稿で掲載したものの再掲である。

書名	著者	引用回数	記述形式	書名	著者	引用回数	記述形式
墨莊漫錄	張邦基	1	闊太平廣記	嘉泰吳興志	談鑰	1	事見太平廣記
優古堂詩話	吳玠	2	太平廣記云	嘉泰會稽志	施宿	3	見太平廣記
詩話總龜	阮閱	4	記太平廣記中	文忠集	周必大	1	太平廣記所載
靈巖集	唐士恥	1	太平廣記序	示兒編	孫奕	1	太平廣記
簡齋集	陳與義	1	『廣記』の記事の語を引用	耆舊續聞	陳鵠	1	太平廣記云
吟窗雜錄	陳應行	1	太平廣記曰	老學庵筆記	陸游	1	予讀太平廣記
紺珠集	朱勝非	2	太平廣記謂	嘉定鎮江志	盧憲	18	太平廣記載
事實類苑	江少虞	3	誦太平廣記云	橋山四六	李廷忠	1	太平廣記有
紫微集	張榘	1	讀太平廣記	歷代名醫彙考	周守忠	2	太平廣記
海錄碎事	葉廷珪	2	太平廣記謂	王荆公詩註	李壁	14	見太平廣記
三洞群仙錄	陳葆光	1	…、太平廣記。	蘭亭考	桑世昌	2	見從太平廣記
後山詩注	任淵	1	太平廣記	揮塵錄	王明清	2	太平廣記載
山谷集詩注	任淵／史容／史季溫	6	太平廣記載	賓退錄	趙與峕	3	太平廣記載
能改齋漫錄	吳曾	3	太平廣記載	寶慶四明志	羅濬	1	太平廣記云
聞見後錄	邵博	1	見太平廣記	密齋筆記	謝伯采	1	太平廣記所載
▲ (紹興二十九年／1159) ▼				癸辛雜識	周密	1	見者太平廣記
韻語陽秋	葛立方	1	太平廣記載	方輿勝覽	祝穆	4	太平廣記有
苕溪漁隱叢話前集	胡仔	4	事載太平廣記	六帖補	楊伯嘉	2	即答以太平廣記攷之
苕溪漁隱叢話後集	胡仔	1	太平廣記云	四六標準	李劉	5	太平廣記皆載此事
路史	羅泌	2	見太平廣記等	古今事文類聚	祝穆	12	『廣記』の記事を引用
東坡詩集註	王十朋	24	見太平廣記云	醉翁談錄	羅燁	2	太平廣記云
爾雅翼	羅願	1	太平廣記曰	全芳備祖集	陳景沂	5	『廣記』の記事を引用
新安志	羅願	3	見太平廣記記所	古今合璧事類備要	謝維新	29	云太平廣記
容齋隨筆	洪邁	1	見於太平廣記	荆溪林下偶談	吳子良	1	太平廣記得此事
東萊先生分門詩律武庫	呂祖謙	8	太平廣記載	賓退錄	趙與峕	3	太平廣記載
九家集注杜詩	郭知達	2	嘗觀太平廣記載	席上腐談	俞琰	1	太平廣記云
盤洲集	洪邁	1	還李學之太平廣記	景定建康志	周應合	1	文籍志
緯略	高似孫	1	太平廣記曰	佛祖統記	志磐	3	『廣記』の記事を引用
錦繡萬花谷	不著撰人	11	『廣記』の記事を引用	後村集	劉克莊	1	太平廣記載
醫說	張杲	1	太平廣記載	後村詩話	劉克莊	2	讀太平廣記
梅山續藥	姜特立	1	太平廣記…。	困學紀聞	王應麟	1	事出太平廣記
演繁露	程大昌	3	出太平廣記	夢梁錄	吳自牧	1	太平廣記載
夷堅志	洪邁	1	『廣記』に言及	李太白集分類補註	楊齊賢	10	見太平廣記
野客叢書	王楙	2	見太平廣記此事	※ 『廣記』について解題した書は除外した。 ※ 複数回引用されている場合の引用形式は、最も多い形式を掲載した。 ※ 書物は成立年代(推定も含め)順に配列した。			
記纂淵海	潘自牧	4	見太平廣記				
五百家注昌黎文集	魏仲舉	2	廣記云				